

一般社団法人中小建築工事業協会

定 款

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人中小建築工事業協会と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 当法人は、国及び地方公共団体と連携して住宅建設を促進し、建築技術及び技能の向上を図り、中小建築工事業界の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 中小建築工事業の発展に資する事業
2. 行政機関のまちづくりと一体となった住まいづくりに関する事業
3. 会員企業従業員の技術技能の向上並びに雇用改善に関する事業
4. 住宅に関する資料の収集と関連情報の提供事業
5. 会員の経営改善と受注の向上を図る事業
6. 会員企業相互の連携強化と福祉向上に関する事業
7. その他当法人の目的を達成するに必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 当法人の会員の種別は次のとおりとする。

(1) 第一種正会員 住宅建築を行う法人または個人で当法人の目的に賛同する者のうち第 6 条第 2 項に定める者

(2) 第二種正会員 住宅建築を行う法人または個人で当法人の目的に賛同する者

(3) 賛助会員 当法人の目的並びに事業を賛助する者

2 前項第 1 号の第一種正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 千葉県中小建築工事業協会または茨城県中小建築工事業協会の会長に就任した者またはその者が帰属する法人、および当法人の理事または監事に就任した者またはその者が帰属する法人は、その就任時に前条第 1 項第 1 号の第一種正会員として入会したものとする。

- 3 法人成立後に会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。
- 4 前項の承認を得た者は、当法人への入会と同時に、その住所地または本店・主たる事務所が千葉県内にあるときは「千葉県中小建築工事業協会」に、茨城県内にあるときは「茨城県中小建築工事業協会」に入会したものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、社員総会において別段に定める額の経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員規則において別段に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の申出は、1カ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会できる。

- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって退会する。

- ① 前条の経費を半年以上滞納したとき
- ② 総社員の同意
- ③ 成年被後見人または被保佐人になったとき
- ④ 死亡または会員である団体の解散
- ⑤ 除名

- 3 会員の除名については、当法人の会員が当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構 成)

第10条 社員総会は、第5条に定める第一種正会員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第11条 社員総会は、法人法に規定する事項、及び本定款に定めた事項に限り、決議することができる。

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順

位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

3 第15条の場合も、第1項の議事録を作成する。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人には、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上5名以内

2. 監事 2名以内

2 理事のうち2名を代表理事とする。

3 代表理事は、1名を理事長、他の1名を副理事長とする。

(役員を選任)

第19条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の議決権の過半数の同意により、会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 3 監事は、千葉県中小建築工事業協会及び茨城県中小建築工事業協会が推薦した者の中から選任する。
- 4 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督

3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長がかけたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告及びその附属明細書

2. 貸借対照表及びその附属明細書

3. 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書

2 前項に規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の募集)

第32条 当法人は、会員または第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第33条 基金の募集・割当・払込等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第34条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第35条 基金抛出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 存続期間の満了
- ③ 当法人が消滅する合併
- ④ 社員が欠けたとき
- ⑤ 法人の破産手続開始決定
- ⑥ 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第38条 前条第1号から第2号までの事由によって解散した場合において、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

第9章 附 則

(定款に定めのない事項)

第39条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。